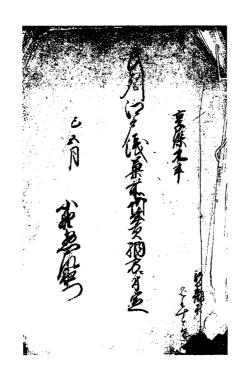
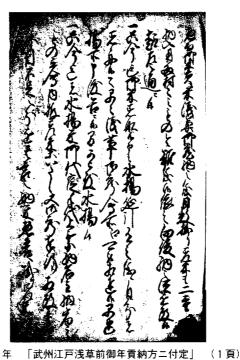
大石田町立

歴 史民俗資料館史 料 集 第十集

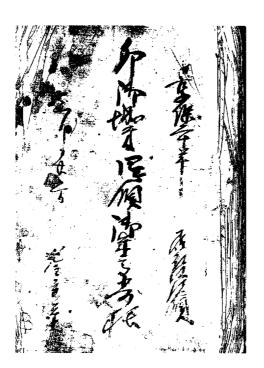
最上川舟運史料Ⅱ

「武州江戸浅草前御年貢納方ニ付定」・「大石田中揚ー件願書」他





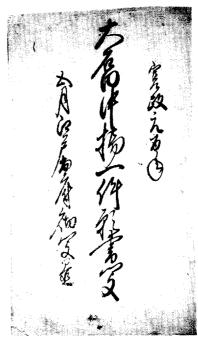
「武州江戸浅草前御年貢納方二付定」 享保9年



ありを方



文政 9 年 「乍恐以書付御願奉申上候」 (36頁)



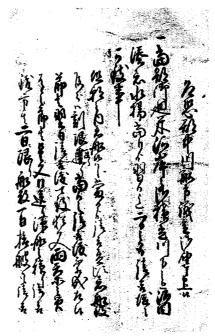
電政元年 「大石田中揚一件願書写」 (48・53頁)

及利用人名子及原外中央人名法德尔 安河通子信息的中国利益等一条 安河通子信息的中国利益等一条 安元是科人自由中北海以下下水图五色的 多元是科人自由中北海以下下水图五色的 多元是科人自由中北海以下下水图五色的 多元是科人自由中北海以下下水图五色的



天明8年 「乍恐以書付奉願上候」 (48・51頁





明治5年 「郡中川船方議定御届書」 (77頁)

本方数金面が変

監修のことば

舟運の制度も固定的であったので、変化が少なく史料も少ないのが普通である。 の領主的な支配形態による違いである。つまり大藩が流域を支配している場合は、 舟運の条件を大別すると、一つは、その河川が上流から河口まで川船の就航が可能であったかどうか、もう一つは流域 日本の河川舟運は、江戸時代に最も発達した。しかし河川舟運に関する史料は、大河川の場合も意外と少ない。河川 川船のほとんどが藩の船であったり、

江戸後期になると「郡中議定」による流通統制が図られ、川船の主流は一貫して民間の町船であったということである 川船による輸送物資の中心である幕府および諸藩の年貢米、 上川流域には江戸初期から、幕領と諸藩が錯綜し、その後も変化が激しかったこと、とくに中流部に当る村山地方では これに対して最上川舟運に関する史料は多く、東北だけでなく全国的にも注目されている。それは周知のように、 時代とともに変化をみた。これが最上川舟運史料の多い理由であり、またそれが、 つまり廻米には一定の制度があったが、 流域の発展とも深い 町船の所有者、

集に続くものであるが、とくに江戸後期の川船運営にかかわる基本的な史料を中心に取り上げた。 船会所併設後の後期の発展などであるが、各時期に特徴的な問題も発生している。本集に収録した最上川舟運史料は前 関係をもっていたということも重要である。

江戸期の大石田河岸にもいくつかの画期があった。元禄期の繁栄、

川船差配役請負の時代、そして川船役所と新しい

後の川船会所の運営に関する史料である。大石田中揚げ問屋の設置は、それまでの川船差配請負制の混乱に対して出さ 収録した主な史料の第一は、 大石田河岸の転換期である天明・寛政初年の大石田中揚げ問題をめぐる史料およびその

これらの事情を明らかにする具体的な一連の史料である。 れは船持惣代制=船会所となって表われる。しかしこの船会所の運営にもいろいろな問題が起っている。史料二、三は、 中心とした一方的な意図が含まれていたとみられるが、大石田中揚げ要求、また総船持にも配慮したものであった。そ れに代って出来たのは、寛政四年(二七九二)の幕府直営の大石田川船役所である。これには多分に幕府の廻米政策を れた要求であったが、上郷地域にはそれに反対する運動も強かった。その結果はこれまでの請負差配は廃止したが、そ

費の調整を行ったが、これらの史料はその実態と動向を知る好史料である。 になると川船数が減少しがちであった。船会所は廻米輸送の維持と安全を図るために、川船全体の問題としてその諸。 認の川船は、 と酒田船に分れるが、民間の町船といっても、 主な史料の第二は史料四、六で、最上船の船会所運営に関するものである。最上川の本流を就航する川船は、 幕府・藩の廻米とともに商人荷物を運ぶが、とくに廻米輸送のために一定の船数が必要である。江戸後期 個々の船持の経営のほかに、船方全体の運営と経理が必要であった。公

属図書館、 された小山義雄氏の巻末の解説を参考にしていただきたい。なお本史料の翻刻にあたっては、史料所蔵者の山形大学附 その他本史料集には、廻米の海上輸送や旅人の大石田出立の史料なども収録したが、利用にあたっては、 大石田町戸田榮一氏・星川憲一氏に多大のご便宜をいただいた。ここに改めて関係の皆様に厚くお礼を申し

平成十七年二月

あげたい。

文学博士横山昭男

例

所蔵の駒籠村星川仁右衛門家文書等本町に関係の深い史料を収録し、第十集「最上川舟運関係史料Ⅱ」とした。収録 この史料集は、山形大学附属図書館所蔵の大石田二藤部文書、戸田榮一氏所蔵の戸田安右衛門家文書、星川憲一氏

した文書は三十二点、享保九年から明治五年までに及ぶ。

|一|| 史料の収録にあたり、原本の形式をのこすようにつとめた。但し読者の便をはかるため、原本の意味を損じない程

漢字は概ね常用漢字を使用した。常用漢字にないものについては、原本のままとした。

度に次のように扱った。

史料本文中に、読点「、」と並列点「・」を加えた。

(2)

(3)原本のままとし、小活字とした。 変体仮名は普通の平仮名に改めた。但し、助詞に使用される者・江・哉・敦・而・而巳・与およびテ・ニ・ヲ・ハ・ヘ等は

(4)闕字・平出はこれを無視して続けて書いた。

(5)原文の用字が必ずしも正当でない場合でも、当時一般に通用していたものには、一々傍註しなかった。

傍註に(カ)の字を加えたのは、断定をさし控えたものである。また文意の通じ難い箇所、もしくは原文のまま

に従ったことを示す場合は(ママ)と傍註した。

破損などで判読不能な箇所は

巻末に解説を加えた。

四 翻字および解説は小山義雄があたった。

目

次

大石田町立歴史民俗資料館史料集 第十集

修のことば

 \Box

監

史

料

、廻米海上輸送

武州江戸浅草前御年貢納方二付定

4 3 2 1

秋田能代浜田浜ニ而破船浦状写夘春御城米ニ付四ヶ領割合帳夘御城米四ヶ領御米高寄帳

凡

博士横山昭男

27 24 5 1

10 乍恐以書付奉願上候	9 舟方儀定書	8 乍恐以書付御届奉申上候	7 差上申一礼之事	6 乍恐以書付奉願上候	5 乍恐以書付御願奉申上候	4 乍恐以別紙書付奉願上候	3 乍恐以書付奉願上候	2 船方割返銭支払ニ付願(仮題)	4 「日本の一個の一個では、「日本の一個では、「日本の一個では、「日本の一個では、「日本の一個では、「日本の一個では、「日本の一個では、「日本の一個では、「日本の一個では、「日本の一個では、「日本の一個では、	二、船方役人出入
嘉永七年	文政十二年	文政十年	文政十年	文政九年	文政九年	文政九年	文政七年	文化十三年	文化十二年	
47	45	44	43	41	36	36	34	32	30	

9 乍恐以書付奉願上候	8 郡中川船方議定御届書	7 最上船登荷物余内銭取立帳	6 御糺ニ付乍恐御答奉申上候	5 船町·寺津河岸一件済口書	4 乍恐以書付奉願上候	3 酒田船助成銭取立帳	2 酒田助成銭取調髙之内世話料割賦帳	1 覚〈酒田船より合力銭〉	四、船積荷物取扱い	4 再応乍恐以書付奉願上候	3 御尋三付以書付御答申上候(仮題)	2 乍恐以書付奉願上候(仮題)	1 乍恐以書付奉願上候	大石田中揚一件願書写
弘化二年	明治五年	天保十三年	慶応三年	天保十三年	天保十一年	天保十三年	天保十年	天保八年		寛政元年	天明八年	天明八年	天明八年	
70	777	70	67	67	65	60	50	57		52		51	100	
78	77	70	67	67	65	60	58	57		53	53	51	48	

三、大石田河岸積替中揚認可願

江被申渡、御米拵入念させ可被申候、其上ニ而過分之と改候ハ、、納之節過分之差米無之筈ニ候、此段村々ニ成候条、村々ニ而御米拵入念計立、貫目等をもとく一、御年貢米不吟味ニ候得者、納米ニ難成早竟村方之費

一、御米船中ニおいて波懸り候故之色替り、又者沢手ニ有之候得者、急度訴出候様ニ可被申渡候

味候、

尤御米拵ニ付村々へ被差越候手代等賄賂之儀も

船中二而猥成儀可有之哉委細可遂吟

差米有之候節者、

無之、納之節掛笘賃も減可申候哉、此段も各勘弁之上も成候、依之二重表上を一重くるみ候ハ、、沢手米も一種が発展している。

候、納米江掛笘掛候者ニ付、於村々[______]為申聞、得心之村々存寄申候もの有之候ハ、可被相達

莚等之賃銭過分之不同有之候、是等之儀も各被申合遂

吟味、

何連之納も右之類者一様ニ直段定置可被申聞候

之賃銭等ハ相止、納之日数減候得者、米番賃納名主・上右之通可被相心得候、自今ハ納之節差米并升目改候もの

乗等之旅籠賃掛笘掛納品々賃銭相減積ニ候、被遂吟味納

□可被申聞候、各方之儀も右同様ニ相心得、米納相済候納方□□、又者不行届儀も有之候ハ、拵寄被申達品ニ□相違之儀者訴出候様ニ村々江可被申渡候、且又御蔵奉行入用帳相極、村々ニ而割合石高程出候哉、折節被遂吟味、

有之様三可被致候 已上

江も申渡候、

以後、百姓無益ニ致逗留候ハ、、其段申聞候様御蔵奉行

尤此書付候而村々江相廻シ大小之百姓得心

辰十一月

之者有之者其旨以書付役所江可相訴候、向後村々納方之御廻米入念候様ニ可相心得候、尤御書付之儀ニ付存寄候

右之通御書付出候間、写遣之候村々大小之百姓へ為読□

村下名主組頭令印形、留ゟ役所へ可相返者也可申付候条可得其意候、此書付村々大小之百姓拝見之上儀ニ付手代米拵等吟味之節、賄賂致候者於有之者、急度

小野物

辰十二月

小野惣左衛門 印

五、